

**福島原子力補償相談室からのお知らせ**  
**【個人さまへの主な賠償項目の概要】**

◆ 対象となる方

○ 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間	請求済み チェック
避難生活等による 精神的損害	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)  ○「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害 ○避難生活等による生活費の増加費用	～H29.5.31	
避難生活等による 精神的損害 (要介護者さま等 への増額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方で、日常生活を送るに当たり介護等が必要とされる要介護状態等のご事情をお持ちの方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方(介護者さま含む)  ○要介護状態等のご事情をお持ちであることにより、「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害	～H29.5.31 ※ただし、「避難生活等による精神的損害」の賠償について合意されている期間内で、要介護状態等のご事情をお持ちの期間となります。	
移住を余儀なくされた ことによる精神的損害	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 ◆避難指示区域見直し時点もしくはH24.6.1のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)  ○本件事故にともない長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛	—	
その他実費等 (避難・帰宅等にかかる 費用相当額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)  ○避難・帰宅費用 避難またはご帰宅にともない負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用  ○一時立入費用 一時立入の際に負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用  ○検査費用(人) 本件事故が生じたことにより発生した健康診断費用、放射線検査費用  ○検査費用(物) 避難等対象区域内の財物の所有者で、本件事故が生じたことにより発生した放射線検査費用  ○その他 他の賠償項目以外で、「本件事故」に起因する損害 (知人・親戚宅への宿泊実費分、礼金、仲介手数料、駐車場代、同一世帯内での移動費用、避難生活等にもなう物品全般購入費用、証明書類取得費用)	～H30.3.31	
その他実費等 (家賃にかかる 費用相当額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方  ○「避難等」にともない発生した家賃	～H30.3.31 ※賃貸借契約の契約期間を最長として、帰還もしくは移住の予定時期までとなります。	
就労不能損害	◆本件事故時点において避難指示区域内に生活の本拠またはお勤め先があった方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方 (本件事故時点で就職・復職を予定していた方含む)  ○「避難等」によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収額、通勤交通費増加分	～ H27.2.28 (H26.3～H27.2は就労意思のある方) ※H27.3以降に関しては最長12ヶ月の範囲で個別のご事情に応じて対応させていただきます。	
生命・身体的損害 *生命・身体的損害による 就労不能損害含む	◆避難等を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難等対象者の方 ◆健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った避難等対象者の方  ○医療費や入通院にかかる交通費などの付随費用、入通院にともなう慰謝料	—	
自主的避難	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有しており、避難等対象区域または自主的避難対象区域に避難または滞在されていた方のうち、妊娠されていた方、および18歳以下の方  ○自主的避難等を行った場合に生じた精神的苦痛や生活費の増加費用等	H23.4.23～H24.8.31	